

厚労省「第5回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」 院内調査の遺族への説明は「口頭及び書面で」

2015/2/5

医療事故調査制度の施行に係る検討会（座長：山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授）は2月5日、制度の運用に関し、「医療機関が行う医療事故調査」「医療事故調査・支援センターが行う調査」の2点について、事務局が提示した省令・通知のイメージを基に議論した。



「医療機関が行う医療事故調査」では、具体的な論点として①医療機関が行う医療事故調査の方法等、②調査結果のセンターへの報告事項、③調査の遺族への説明事項等——の3点が挙げられた。これらのうち、③の通知案で示された「遺族への説明については、口頭又は書面の適切な方法を管理者が判断する」との記述に対し、説明は口頭か書面の“二者択一”ではないことが指摘された。議論では「いずれも行うべき」とする意見が多く見られた一方で、あくまで「医療事故の再発防止を講じることを第一義」として、制度の根本にある「非懲罰性」に鑑み、柔軟に対応することが望ましいとの声も上がった。また、「管理者が判断する」ことについても「遺族の意向を反映してほしい」という要望が上がったため、事務局が再度、文言を調整する形で引き取り、次回の会合で引き続き議論することになった。

■センター調査報告への“再発防止策記載の是非”決着せず

「医療事故調査・支援センターが行う調査」については、論点として①センターが行う調査の依頼、②センターが行う調査内容、③センターが行った調査の医療機関と遺族への報告、④センターが行った調査の結果の取り扱い——の4点が挙げられた。③のセンターが行う調査の報告事項として検討している「再発防止策」については、これまで「記載する」「記載するが、その際の表現に注意する」「記載しない」との意見に分かれていたが、この日も結論には至らなかった。和田仁孝構成員（早稲田大学法科大学院教授）は、「再発防止策を出しても医療機関によっては対応し切れず、かえって逆効果になることもあり得る。記載することのリスクも踏まえた上で検討すべきだ」と述べた。

2月25日の次回の会合では今回意見の一致を見なかった項目に加え、「医療事故の定義」「医療事故発生時の報告」について議論し、省令・通知案の最終的な取りまとめを予定している。